

現在なにより必要なことは、企業者側と労働者側との民主的な協力によつて生産を増すことである。政府はこのために企業ごとに經營協議會を設けることをすすめたい。經營協議會の組織、内容などについては政府としては中央労働委員會等の團體が、企業の実情に應じた適當な案を作成して發表され、それ等の案を参考として、各企業の特種性を加味して實際に役立つ立派な協議會が設けられることを希望するものであるが、極めて大筋の點について政府の考へを述べてみたい。

- 經營協議會は企業者側と労働者側の同数の委員をもつて組織し、大體次のやうな事柄を協議し、協議會で決定したことにについては企業者側も労働者側も十分に責任をもつて之を實行することにした。
- (1) 生産計畫及これを實行するために必要な作業計畫に關係ある事柄。
 - (2) 作業研究、技能改善其他労働能率の向上に關係ある事柄。

- (3) 労働配置其他作業條件の合理化に關係ある事柄。
 - (4) 危險防止其他の作業環境の整備に關係ある事柄。
 - (5) 労働時間、賃銀の支拂方法及決定基準其他労働條件の適正化に關係ある事柄。
 - (6) 労働衛生、労働能率の向上と労働強度の調整其他労働力の保全に關係ある事柄。
 - (7) 食糧其他の配給物資の割當基準及配給方法に關係ある事柄。
 - (8) 従業員住宅、醫療施設其他の厚生施設の整備改善に關係ある事柄。
 - (9) 厚生基金制度其他の厚生制度の設置運用に關係ある事柄。
- 尙規模の大きい企業では、經營協議會に、例へば生産協議會と労働協議會の二つを設けて、主として生産そのものに關係ある事柄と労働條件に關係ある事柄とを別々に協議する方法をとつたり、危害防止委員會、能率増進委員會、配給委員會、厚生施設管理委員會等の特別委員會を設けたり、一つの職域だけで遠隔出來る事柄については職域協議會を設け

て協議する等のことも適當であらうと思ふ。
要はどこまでも實狀に應じた弾力性のある協議會を設けることである。
又企業者は協議會に對して企業の全般的な計畫や經營状況を報告説明し、
人事の一般方針等も相談して、労働者側の正しい希望は之を以てするだけ
企業經營の各方面に及びて行くべきである。
尙事情に依り必要がある場合には、各企業の外に中央、地方を系統的
の組織をもつ協議會の設置も考慮せらるべきである。
政府としては、企業者側も労働者側も互に相手の立場を十分に尊重
し理解し、經營協議會を立派に活用して生産を増すために一致を努力して
下ることを切に希望する次第である。